

# ご自身の遺産を寄附する

## ～遺贈について～

自分の遺産を社会的に有意義な事業に使うて欲しい、そうしたお気持ちを生前に遺言書に残しておく、法律にもとづく法定相続とは別にご自分の意志を活かすことができます。この遺言書による財産の寄附を「遺贈」といいます。

遺言書にはいくつかの方法がありますが、公正証書遺言をおすすめします。

	公正証書遺言	自筆証書遺言
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公証人役場で2人以上の証人(公証人役場で費用を払って依頼も可能)が立会いの下、ご自分(遺言者)の遺言の内容を公証人に口述で伝え、公証人が遺言書を作成します。</li> <li>②本人と証人が記載内容を確認した後、署名、押印して完成します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①全文と日付および氏名を自書し、押印します。(ワープロや代筆は認められません。)</li> <li>②遺言者をご逝去された後、家庭裁判所の検認が必要です。</li> </ul>
保管場所	<p>原本は公証人役場で保管され、ご自分と遺言執行者等で正本・謄本を保管します。</p>	<p>保管は自らの責任で行います。</p>
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公証人が作成するので、内容が明確になり、証拠性も高く無効になる恐れはほとんどありません。</li> <li>②偽造、変造、紛失の恐れがありません。</li> <li>③「検認手続」なしで執行できます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①誰にも知られずに作成できます。</li> <li>②費用がほとんど発生しません。</li> <li>③作成替えが容易です。</li> <li>④証人の捺印が不要です。</li> </ul>
ご留意いただく点	<ul style="list-style-type: none"> <li>①証人2人の立会いが必要となります。</li> <li>②費用が発生します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①家庭裁判所で「検認手続」が必要です。</li> <li>②遺言の要件を満たしていないと無効になる等、形式の不備や内容が不明確になりやすく、後日トラブルが発生する可能性があります。</li> <li>③偽造、変造、隠匿の恐れがあります。</li> <li>④発見されない可能性や発見が遅れる可能性があります。</li> </ul>

## 遺言執行者

遺言の内容を確実に誠実に実現させてくれる方が遺言執行者です。

### 遺言執行者には次のような仕事があります。(一部)

- 相続人の相続割合や遺産の分け方について、遺言のとおり執行する。
- 相続財産の名義を、相続人名義に書き換えをする。
- 遺贈があった場合、指定された遺贈先に対し財産を引き渡す。

遺言書で遺言執行者を指定すると、民法においてその遺言執行者は、遺言の内容を実現するための一切の行為をする権利と義務を有するとされています。遺言執行者は弁護士、司法書士、信託銀行などに依頼することが多いようです。

### 島根県共同募金会への遺贈をお考えの方へ

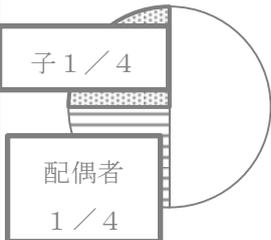
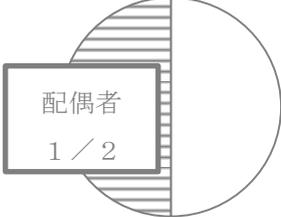
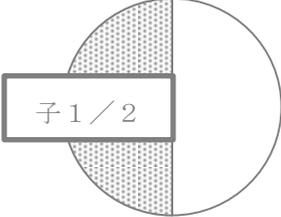
#### ● 遺言公正証書について

##### ① 遺贈先の名称

遺贈先の名称は「社会福祉法人 島根県共同募金会」です。

##### ② 遺留分

遺留分とは、法定相続人に保障されている最低限の相続分です。ご遺族の方とのトラブルを防ぐ意味においても、ご寄附いただく金額は遺留分を除いた額の範囲内でご指定ください。

相続人	配偶者と子の場合	配偶者のみの場合	子のみの場合
遺留分			

③不動産・有価証券

不動産や有価証券は遺言執行者が現金化（換価処分）する旨をご記載ください。

「公正証書遺言」による遺言書（例）

平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号

遺言公正証書

公証人は遺言者〇〇〇〇の囑託により、証人〇〇〇〇、及び証人〇〇〇〇の立会いのもとに、次のとおり遺言者の口述を筆記し、この証書を作成する。

第1条 遺言者は、遺言者が所有する次の財産について、遺言執行者をして換価させたい。その換価金から換価にかかる諸経費、遺言執行者に対する報酬及び遺言者の債務・負担を控除した残額を、社会福祉法人島根県共同募金会（島根県松江市東津田町1741番地3）に遺贈する。

（遺贈する財産の表示）

1. 〇〇〇〇
2. 〇〇〇〇

第2条 遺言者は、遺言執行者として次の者を指定する。

（遺言執行者の表示）

弁護士 〇〇〇〇

前記遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自筆記の正確なことを承認し、以下に署名押印する。

遺言者 〇〇〇〇 ④

証人 〇〇〇〇 ④

証人 〇〇〇〇 ④

〇〇〇〇法務局所属

公証人 〇〇〇〇 ④